

ジュラ州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月14日、ジュラ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月14日、ジュラ州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

(直ちに実施される措置)

100人を超える私的なイベントについて、社会的距離が確保できない場合又はマスク着用が遵守されない場合には禁止となります。

また、感染者追跡のため公共施設において連絡先の登録が義務化されます。

○ジュラ州発表(フランス語のみ)

<https://www.jura.ch/CHA/SIC/Centre-medias/Communiqués-2020/COVID-19-une-hausse-sans-precedent-des-contaminations-qui-necessite-la-plus-grande-vigilance.html>

○10月9日ジュラ州独自の追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100102240.pdf>

○7月6日ジュラ州独自のマスク着用義務措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100072604.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>